

漁船に対する船員法適用図

船員法第1条第2項第3号の漁船の範囲を定める政令(昭和38年政令第54号)

漁業の種類		30ト	20ト	10ト	5ト	
動力船	漁具を定置して営む漁業					
	区画漁業(漁法6条4)					
	共同漁業(漁法6条5)					
	漁指 業定 法漁 52業 条業	大中型まき網漁業 1			15ト	
		沖合底びき網漁業 等の指定漁業 2				
		小型さけ・ます 流し網漁業 3				
		中型まき網漁業 (付属漁船を含む) 4			別表海面漁業 15ト	
		小型機船底びき網 漁業 5				
		1～5以外の漁船				
		無動力船				

※ : 適用 : 非適用 X : 法令上存在しない

1. 別表海面とは、管内では、富山湾の富山県生地鼻から石川県大泊鼻まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面。
2. 5海里以遠、年間30日未満は運輸局長の認定が必要。
3. 小型遊漁兼用船の乗組員については、当該小型遊漁兼用船の漁船登録が上図の非適用漁船に該当する場合、原則として船員法の適用除外となる。

ただし、当該小型遊漁兼用船が、漁業活動以外の業務に常時使用されることが証明された場合はこの限りでない。(当該証明は事業者が地方運輸局等において、漁業活動を行わない旨の誓約書を提出することにより行う。)

(注) 小型遊漁兼用船…漁船と遊漁船を兼ねた船舶であり、船舶検査証書上、「小型兼用船」とされているもの。漁船登録を有する。